別表第一

平成十二年四月から平成十三年三月までの月分	一五、七七〇円
平成十三年四月から平成十四年三月までの月分	一五、一八〇円
平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	一四、五九〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	一四、三六〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一四、一八〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、二二〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、二六〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、三〇〇円

別表第二

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	一〇、六九〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一〇、七二〇円

別表第三

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	七、三〇〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	七、一八〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	七、〇九〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	七、一一〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	七、一三〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	七、一五〇円

別表第四

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	三、五六〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	三、五七〇円

○厚生労働省告示第百六十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

表に次のように加える。

基準永住帰国日が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にある者	一一、一〇〇円

○厚生労働省告示第百六十六号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第1の11の注中「第11条の2第2項」を「第11条第2項」に、「第17条第1項第2号」を「第17条第1項第4号」に、「第38条の2」を「第26条の2」に改める。

○厚生労働省告示第百六十七号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項及び第三十条第二項並びに附則第二十二条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第5の1の注1中「特定基準該当障害福祉サービス事業所」を「指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）」に改める。

別表第5の2の注1から注3まで、同3の注1及び注2、同4の注並びに同8の注中「都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村長」に改める。

別表第5の10の注中「第17条第1項第2号に」を「第17条第1項第4号に」に、「第38条の2」を「第26条の2」に改める。

別表第6の1の注5並びに同6の注1及び注2中「都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村長」に改める。

別表第11の1の注2の2、同1の2の注1及び注2、同2の注、同5の注並びに同7の注1中「都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村長」に改める。

別表第15の2の注、同3の注、同4の注1及び注2、同9の注1及び注2並びに同13の注中「都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村長」に改める。

○厚生労働省告示第百六十八号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第八十二条第四項（第九十五条において準用する場合を含む。）、第百二十条第四項、第百五十九条第四項（第百六十四条、第百七十三条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条及び第二百六条において準用する場合を含む。）及び第百七十条第五項の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二号イ中「第十七条第一項第二号に」を「第十七条第一項第四号に」に、「第三十八条の二」を「第二十六条の二」に改める。

○厚生労働省告示第百六十九号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一号ロ中「第十七条第一項第二号に」を「第十七条第一項第四号に」に、「第三十八条の二」を「第二十六条の二」に改める。